

件名	愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例
主管課	建築住宅課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】 県営住宅の駐車場を有料化しようとするもの</p> <p>【改正の内容】 駐車場有料化に伴う規定の追加</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用者の資格 県営住宅の入居者又は第23条の2第1項の許可を受けた社会福祉法人等であること等（これらの者の組織する団体で知事が適当と認めるもの（管理組合）にも使用者の資格を認める。） 2 使用許可 申請手続や選考方法等を規定 3 使用料 ・ 近傍同種の使用料等を勘案の上、規則で定める方法で算出し知事が定める額と規定（知事が定める額は告示） ・ 猶予、減免及び納付について規定 4 駐車場の明渡請求 資格を失ったとき、使用料を3月以上滞納したとき等明渡しの条件を規定 5 損害賠償責任 駐車場内における損害の賠償の責めを負わない旨を規定 6 その他 県営住宅敷地内の駐車禁止について規定 7 経過措置 条例の施行前に駐車場使用許可の申請ができる旨を規定 	
施行日	平成20年4月1日(7については、公布の日)
<p>【その他参考事項】 駐車場使用許可手続フロー（条例改正後） < 管理組合一括貸付の場合 ></p> <pre> graph LR subgraph Management_Association [管理組合] A[管理組合承認申請書] --> B[管理組合承認通知] C[駐車場使用申込書] --> D[駐車場許可通知書] E[駐車位置通知] --> F[使用料相当分支払] end subgraph Resident [入居者] G[使用料] --> H[管理組合] end B --> Management_Association D --> Resident F --> Resident </pre>	
<p>県営住宅駐車場の状況（平成19年4月末現在） 県営住宅50団地 5,121戸のうち、駐車場のある県営住宅は、46団地である。 そのうち、各戸1台駐車場整備済の県営住宅22団地を先行して有料化。残る団地は21年度以降に順次有料化予定。 全国の状況 45の都府県で有料化（うち、四国3県とも有料化実施済み）</p>	